

公募株式投資信託課税の見直し

【改正前：～平成15年12月】

		収益分配金	譲渡損益
公社債		20%源泉分離課税 (利子並み課税)	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡益は非課税 ・譲渡損はないものとみなす
公社債投資信託			
株式投資信託	公募	原則総合課税	申告分離課税
	私募		
	ETF等		
	株式		

【改正後：平成16年1月～】

		収益分配金	譲渡損益
公社債		20%源泉分離課税 (利子並み課税)	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡益は非課税 ・譲渡損はないものとみなす
公社債投資信託			
株式投資信託	公募	20%源泉徴収 (申告不要) (注)	申告分離課税
	私募		
	ETF等		
	株式		

(注) 総合課税 (配当控除適用) の選択可

【～H 15 .12】

収益分配金に対し、20%の源泉分離課税
(いわゆる「利子並み」課税)

償還 (解約) 損 の通算不可

【H 16 .1～】

収益分配金に対し、20%の源泉徴収 (申告不要)

H 16.1～H 20.3
源泉徴収税率 20% 10%

償還 (解約) 損 と 株式譲渡益 との通算可